（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第百五十六条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項に次の一号を加える。

六　申請者の役員のうちに、心身の故障により外貿埠頭業務を適正に実施することができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

（鉄道事業法の一部改正）

第百五十七条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第百五十八条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第十号ヲ」を「第十号ル」に改め、同条第十号イを削り、同号ロ中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをロとし、ニからヲまでをハからルまでとし、同号に次のように加える。

ヲ　心身の故障により不動産特定共同事業の業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第百五十九条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十八条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第四十五条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十五条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第六十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十五条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第百六十条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十三条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十七条第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十八条第二項中「前条第七号から第九号まで」を「前条第八号から第十号まで」に改める。

第五十九条第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十九条第一項に次の一号を加える。

七　心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八十三条第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第百六十一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五　心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十六条第一項第一号中「第八条第一項第一号、第三号」を「第八条第一項第二号、第四号」に改め、同項第二号中「から第三号まで」を「、第二号、第四号」に改める。

第二十九条第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの